

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

宗教法人Xは、Y町内に墓地（以下「本件墓地」という。）を設置することを計画し、「墓地、埋葬等に関する法律」10条1項の経営許可を得た。しかし、本件墓地を設置するに当たっては排水設備を設ける必要があり、Y町下水道条例（以下「本件条例」という。）によれば、排水設備を設けようとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、Y町長の確認を受けなければならないこととされていた。そこでXは、本件条例に基づくY町長の確認を得るために申請（以下「本件申請」という。）を行った。

他方で、Y町は宅地開発等指導要綱（以下「本件要綱」という。）を定めていた。その中では、本件要綱が規定する事業を実施しようとする者は、法令に定められた手続を行う前に、その事業の計画その他必要事項について、Y町長と事前の協議をするものとする旨が定められていた。本件申請を受けたY町長は、Xの排水設備の設置計画は法令の規定に適合するものであると考えたが、本件墓地の設置が本件要綱の規定する事業に該当したため、本件要綱に従って事前の協議を行うようXに求めた。

Xは本件要綱の定める事前の協議を始めたが、その中でY町長は、本件墓地が周辺の環境と調和しないことなどを理由に、本件墓地の面積を計画の3分の2にするよう求めた。それに対して、Xは様々な代替案を示したが、Y町長はいずれも受け入れなかった。Xは法人内部でさらに検討を重ねたが、本件墓地の設置のためにすでに投下した資金のことなどを考えると、Y町長の求めにはもはや応じられないとして、速やかに本件申請に対する決定を下すよう、Y町長に要望書を提出した。しかしY町長は、本件要綱が定める事前の協議はまだ終わっていないとして、本件申請に対する決定を留保した。

【設問 1】 Y町長による本件申請に対する決定の留保が違法であるかどうかについて論じなさい。なお、Y町においては、行政手続法と同一内容のY町行政手続条例が制定されているとする。

【設問 2】 本件条例に基づくY町長の確認が抗告訴訟の対象である処分であるとして、Xが当該確認を得るためには、どのような請求内容の訴訟を提起すべきかについて述べなさい。なお、訴訟要件の有無については検討しなくてよい。